

生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

問合先 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい) ☎84-3311

平成25年に国が実施した生活扶助基準の引き下げについて、令和7年6月の最高裁判決を受け、国は当時の生活保護受給者に対し、引き下げられた差額の一部を追加支給する方針を決定しました。

これに伴い、亀山市でも国の基準に基づき、当時の生活保護受給者へ追加給付を行います。

対象世帯

- 亀山市で次の①、②いずれかの生活保護費を受給したことがある世帯(亀山市以外で受給していた世帯は、当時受給していた福祉事務所へお問い合わせください。)

①平成25年8月～平成30年9月までの間に生活保護を受給した世帯

②平成30年10月～令和8年3月までの間に生活保護を受給した世帯のうち、一定期間入院・入所していた人や障がいにより加算が算定されていた人、12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯など

※現在、保護を受給していない世帯も、亀山市で①、②のいずれかの生活保護費を受給していた場合は、対象になります。

※亡くなられた人は、追加給付の対象外です。

支給額

生活扶助基準の「新たな水準」と「従来の水準」の差額

※金額は、当時の年齢・世帯人数・受給期間・加算の有無などにより異なります。

手続方法

【現在、亀山市で生活保護を受給している世帯】

- 手続きは不要です。
- 生活保護費の定例支給分に上乗せして支給します(追加給付額・支給日は、決定通知書でお知らせします)。

【過去に亀山市で生活保護を受給していたが、現在は受給していない世帯】

- 追加給付申請の手続きが必要です。
- 手続書類は個々で異なるため、地域福祉課福祉総務グループへお問い合わせください。

【他自治体で生活保護を受給していた世帯】

当時、生活保護を受給していた自治体に申し出が必要です。

災害時に防災情報を直接伝達するための「タブレット端末の貸与」と「テレビ受信端末のモニター制度」について

問合先 防災安全課防災安全グループ ☎84-5035

市では、令和8年4月から新たに導入した防災情報伝達システムを活用し、災害時により多くの人に直接情報をお届けできるよう次の2つの取り組みを行っています。

防災情報伝達用タブレット端末の貸与

○対象

本市に居住し、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域に住む避難行動要支援者のうち、スマートフォン等を持たず、情報の取得が難しい人

○費用および期間

費用 端末は無償貸与。
※通信費・電気代は自己負担(Wi-Fi環境がない場合は、利用者側で別途SIM契約が必要)。



防災情報伝達用テレビ受信端末のモニター制度

○対象

● 本市に居住し、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域に住む避難行動要支援者のうち、スマートフォン等を持たず、情報の取得が難しい人

● 市内で社会福祉施設を運営する社会福祉法人

○モニターの役割(今後のより確実な情報伝達に生かすため、次の内容に協力をお願いします。)

▷不具合や気付いた点を市へ報告

▷市が実施する調査への回答

○費用および期間

費用

- 端末は無償貸与。
 - モニター期間中の通信料は市が負担。
- ※電気代のみ自己負担。

期間 利用開始日～令和9年3月31日まで

その他 貸与は端末のみ。



※上記制度には対象者等の条件があります。希望する人は、防災安全課防災安全グループへお問い合わせください。